

平成28年第5回 伊仙町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年5月16日(月) 午前9:00～

2. 開催場所 選挙管理委員会会議室

3. 出席委員(14人)

会長	1番	藤島 正廣
会長職務代理者	2番	永岡 和男
委員	3番	福山 宣太
	4番	田中 秀樹
	5番	義山 太志
	6番	牧本 和英
	7番	稲村 英治
	8番	喜崎 徳吉
	9番	西 彦二
	10番	義山 原康
	11番	政岡 廣子
	12番	宮永 誠
	13番	春山 豊茂
	14番	
	15番	森 三江子
	16番	重原 明美
	17番	基山 美奈子

4. 欠席委員 11番・17番

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 5番委員・6番委員

第2 農地法第3条許可申請について(7件)

第3 農業経営基盤強化促進事業について(4件)

6. 農業委員会事務局員

事務局長 永島 均

主幹兼係長 樺山明博

会議の概要

事務局 おはようございます。定刻になりましたので只今から平成28年第5回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。

はじめに会長のご挨拶をお願いします。

会 長 おはようございます。畑作関係の農業については農繁期も終わりました、畜産を除いて畑作関係ではひと段落ついて余裕のある状況じゃないかなと思われま。農地中間管理やら土地の流動化という事で来年から私ども農業委員会も中身の方が変わって公選の方も無くなるという事は既にご存知のことと思います。

農地利用最適化推進委員というのがちょうど今の農業委員の人数と同じくらい仲間に加わるという事で新たに始まるという事でありま。特に農地を日本全国で荒らさない荒廃地をなくするという事のようにございま。

それです、私どもの島も担い手に集積するという事でありま、特に今あちらこちらで耕地整備がされているわけですが、耕地整備の話が来たときには、後々の子や孫のために荒地にしない為にも大きな目で見ても、機械化が進んで耕作がしやすいようにするためには大きな土地を持たなければならないので、皆さんの方も是非進めていただきたいと思いま。

いろいろ経済課とタイアップして土地の流動化なども協力して進めていきたいと思いま。

事務局 藤島会長ありがとうございます。本日は16名中14名の委員が出席しており定足数に達しましたので総会は成立いたします。それでは、伊仙町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっていまるので、以降の議事の進行は藤島会長をお願いします。会長よろしくおしま。

議 長 これより議事に入りたいと思いま。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

伊仙町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが議長から指名させていただく事に意義はございませんか。

【異議なし】

議 長 それでは、議事録署名委員は、5番委員・6番委員をお願いします。なお本日の会議書記には永島氏と樺山氏を指名しま。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条許可申請の取下げについて」を議題に供したいと思います。事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条許可申請は、1議案7件です。

議案第1号について、受付番号30号から36号は所有権移転に関する件です。

受付番号30号については、譲受人は、徳之島町在住で譲渡人は、佐弁在住で申請農地は、大字目手久の畑で面積は、4828㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号31号については、譲受人は、面縄在住で譲渡人は、鹿児島市在住で申請農地は、大字面縄の畑で面積は667㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号32号については、譲受人は、古里在住で譲渡人は、徳之島町在住で申請農地は、大字古里の畑で面積は3638㎡となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

次に受付番号33号については、譲受人は、伊仙在住で譲渡人も伊仙在住で申請農地は、大字伊仙の畑で面積は、2132㎡となっています。申請事由といたしましては使用賃借です。

次に受付番号34号については、譲受人は、伊仙在住で譲渡人は、鹿児島市在住で申請農地は、大字伊仙の畑で面積は3126㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号35号については、譲受人は、阿三在住で譲渡人は世田谷区在住で、申請農地は大字阿三の畑で面積は、888㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号36号については、譲受人は、犬田布在住で譲渡人も犬田布在住で申請農地は、大字犬田布の畑で面積は、742㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

受付番号の30号から36号までは、別添の調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号には、該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 只今の説明に関連しまして受付番号30号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

12番 それでは、説明いたします。本日は、11番委員が欠席のため、本議案は私の方に一任されておりますので、私の方から説明いたします。

農地法許可申請30号は、先日11番委員と調査の結果、農地法2号各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

畑の現況は、現在バレイショの収穫後であります。

議長 ありがとうございます。30号について質疑に入りたいと思いますが、何かご意見ありませんか。

【質疑・意見なし】

議長 異議がないという事ですので、採決を致したいと思います。
30号について賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。全員賛成という事で30号については、原案のとおり決定をしたいと思います。

それでは、次に31号について担当員の方から調査の結果等について説明をお願いします。

9番 農地法第3条許可申請31号について、先日5番委員と共に調査の結果、農地法第3条各号に抵触いたしませんので皆様のご審議よろしくお願いいたします。
現状は、ローズを植えてあります。

5番 農地法3条許可申請第31号について、只今の9番委員のご説明のとおりであります。皆様のご審議よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。31号について質疑に入ります。みなさんのご意見ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 異議なしという事ですので、採決を致したいと思います。
31号について賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成という事で31号については、原案のとおり決定します。

次に32号について現地調査の結果等について担当員の方から調査の結果等について説明をお願いします。

15番 農地法第3条許可申請第32号についてご説明いたします。先日1号委員と共に調査した結果、農地法第3条各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。現在は、この404号含めて4筆の畑があります404号と405号は隣り合わせで1枚の畑になっていてそちらは、馬鈴薯の収穫後でこれからまた馬鈴薯を植えていくという事でした。残り2つは、草を植えていくという事です。皆様方のご審議よろしくをお願いします。

1番 32号については、只今、森委員から説明のあったとおりでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 32号について質疑に入りたいと思いますが、何かご意見ありませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 異議なしという事でありますので、採決に入りたいと思います。
32号について賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成という事で32号については、原案のとおり決定します。

続きまして33号・34号について担当委員の方から調査の結果等について説明をお願いします。

13番 3条申請33号・34号について一括して説明致します。
先日、10番委員と二人で調査しましたところ、申請書に記載されているとおりで何ら問題はなく農地法第3条各号に抵触していませんので皆様のご審議よろしくをお願いします。畑の状況といたしましては、サトウキビ畑でございます。
以上です。

10番 33号・34号について只今、13番委員のご報告のとおりであります。皆様

のご審議よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。33号・34号について、質疑に入りたいと思いますが、皆さん何かご意見ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 異議がないという事ですので採決をしたいと思います。
33号・34号について賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成という事ですので33号・34号について原案のとおり決定したいと思います。
つづきまして35号について、担当委員の方から調査等の説明をお願いします。

3 番 農地法第3条許可申請35号について、説明いたします。
先日4番委員と調査した結果、農地法第3条各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしく申し上げます。
畑の状況は、現在サトウキビの株出しが立っている状況です。

4 番 35号につきましては、只今、3番委員のご説明のとおりであります。
皆様方のご審議よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。35号について質疑に入りたいと思いますが、皆さん何かご意見ありませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 異議がないという事ですので、採決したいと思います。
35号について賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成という事ですので、35号について原案のとおり決定したいと思います。

つづきまして、36号について、担当委員の方から調査等の説明をお願いします。

6 番 農地法第3条36号について、ご説明いたします。

先日、17番委員とともに調査した結果、申請書のとおり、また境界もしっかりしており、もう20年ぐらい譲受人が作物をしているそうです。

申請書のとおり何ら問題ないと思われまますので皆様方のご審議よろしくお願ひします。現状としては、いま、半分くらいキビを植えてある状態です。以上です。

議 長 ありがとうございます。36号について質疑に入りたいと思いますが、皆さん何かご意見ありませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 異議がないという事でありまますので、採決したいと思ひます。
36号について賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成という事で36号については、原案のとおり決定いたしたいと思ひます。これで農地法第3条許可申請について終了いたします。次に農業経営基盤強化促進事業について議題に供したいと思ひます。
事務局から朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案4件です。受付番号7号から10号は、地権者から賃借人に直接権利を設定する件です。面積については、お手元の資料のとおりで経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定の要件を満たしていると考えまます。
以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは、農業経営基盤強化促進事業について受付番号7号と8号について担当委員の方から調査等の説明をお願いします。

15番 農業経営基盤強化促進事業7号・8号について一括で説明いたします。

先日、1番委員と調査した結果、何ら問題なく申請書のとおりでございます。

このTさんとHさんは、兄弟の関係でTさんが管理をまかされているそうです。現在は、サトウキビを植える準備をしていました。皆様方のご審議よろしくお願

いします。

1 番 7号・8号について、只今、15番委員の説明のとおりです。
皆様方のご審議よろしくお願ひします。

議 長 7号・8号について質疑に入りたいと思いますが、皆さん何かご意見ありませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 異議がないという事でありますので、採決をしたいと思ひます。
7号・8号について賛成の方は、挙手をお願ひします。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成という事で7号・8号については、原案のとおり決定します。

次に受付番号9号について担当委員の方から調査等の説明をお願ひします。

7 番 農業経営基盤強化促進事業第9号についてご説明致します。先日16番委員とともに調査した結果、境界もちゃんとしており何ら問題ないと思われまますので、皆様方のご審議よろしくお願ひします。

畑はサトウキビの収穫後で今後、夏植えをするための準備をしていきたいという事です。皆様のご審議よろしくお願ひします。

16番 農業経営基盤強化促進事業第9号について、只今、稲村委員のご説明のとおりでございます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。受付番号9号について質疑に入りたいと思ひますが、皆さん何かご意見ありませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 異議がないという事でありますので、採決をしたいと思ひます。
9号について賛成の方は、挙手をお願ひします。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成という事で、9号については、原案のとおり決定いたします。つづきまして10号について担当委員の方から担当委員の方から現地調査等の説明をお願いします。

6 番 農業経営基盤強化促進事業第10号についてご説明致します。先日17番委員とともに調査した結果、境界もしっかりしており何ら問題ないと思われます。
現状としては、キビとローズ畑です。以上です皆様方のご審議よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。10号について質疑に入りたいと思いますが、皆さん何かご意見ありませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 ありがとうございます。異議なしという事ですので、採決をしたいと思ひます。賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成という事で10号については、原案のとおり決定します。その他、何かございませんか、無ければ以上で本日の日程を全て終了いたします。

平成28年5月16日

署名委員

5番委員

6番委員